

近世後期の焼畑小作と村社会

— 阿波国那賀郡木頭村を中心に —

町田 哲

(キーワード：日本近世、焼畑、切畑、地域、小作、林業、徳島藩)

はじめに

本稿は、従来、近代林業経済史研究において、林業地帯形成の前提として注目されてきた「焼畑小作」について再検討を行い、近世後期の山里地域におけるその歴史的意義を考察するものである。

木頭林業地帯の形成過程を追究した有木純善氏は、その著書の中で、林業近代化の過程やその担い手について着目し、次のように提示した。①一九三六年段階で、同じ徳島県内でも吉野川流域は「主穀生産型焼畑」であるのに対し、那賀川流域は基本的に「林業前作農業型焼畑」が広く展開し、焼畑耕作跡地に造林を行う「焼畑造林」という特徴を持っていた。②この「焼畑造林」では、焼畑での食料獲得を直接的に必要としない林地所有者が、食料獲得のための焼畑耕作を必要とする者(中下層住民)に、その林地を貸し付けて焼畑耕作をさせ、その代償として、耕作跡地に造林させる形態をとっていた。③こうした地代取得形態をとる林野貸借関係——「焼畑小作」——を槓桿として、木頭地域の育成林業が展開(一八五頁)したという(1)。つまり、木頭林業地帯の形成過程において氏が重視したのは、焼畑と造林とを交互に行う「焼畑造林」という植林形態と、それを運用する社会関係としての「焼畑小作」の一体的展開であった。

しかし、「焼畑小作」の実態については、必ずしも論証されたわけではない。氏が論拠としたのは、主に徳島県山林会海部郡協賛会編『木頭の林業』や、農林省山林局の調査である『焼畑及切替畑二関スル調査』、全国山林会連合会の『徳

島那賀川流域林業経営調査報告書』である(2)。こうした二〇世紀前半の調査報告、それも造林振興のための現状調査から、性急に歴史的展開を見通すのではなく、まずは焼畑小作の実態を把握することが重要な課題として残されている。例えば氏のいう焼畑小作と焼畑造林の展開は、二〇世紀前半においては一体的であったとしても、一九世紀前半において植林の進展度には大きな地域差が存在したことを踏まえれば、焼畑小作の展開が即焼畑造林と結合していたわけではないことが予想される。本稿は必ずしも近代の「焼畑造林」への接続を説明するものではないが、その歴史的展開を説明するには、近世後期における焼畑小作の実態をふまえることがまず求められよう。

その際に考慮すべきは、近年の焼畑研究の進展である(3)。例えば大賀郁夫氏は(4)、日向国椎葉山を対象としながら、諸穀物を生産する焼畑農業のみならず、その跡地に自生する山茶が重要な換金作物であったことなど、焼畑休閑期利用の実態に着目している。また氏は、焼畑を質物とした貸借関係に注目する中で、個人所有の山の焼畑では、山所持者と、彼らから耕作権を許可される者との間に明確な区別があり、両者の間には強固な支配関係が存在したという点を指摘している。山の所持と利益権および利益内容への着目が重要であることが看取できよう。

そこで本稿では、かかる成果をふまえながら、①近世後期の山里地域において「切畑」がいかに展開し、その中で「焼畑小作」がどのように展開したのかという点と、②「焼畑小作」の展開が地域に与えた影響とを、山里の社会的諸関係の展開に即して検討したい。

主な分析対象とするのは阿波国那賀郡木頭村である。木頭村は那賀川北股筋(現在の坂川木頭川流域)に所在する村で、その主たる生業は、「切畑」での焼畑農業とその休閑地での利用(薪・炭・茶・楮生産等)であった⁵⁾。「切畑」とは、慶長八年(一六〇三)の検地において登録された、焼畑対象となる山であり、検地帳名負人(名請人)が基本的にその山を所持した。村高二五・八三八八石のうち、「切畑」は一ヶ所、その高は・わずか高〇・九三六石にすぎなかったが、木頭村の山はすべて「切畑」であった。一方、「老家」と位置づけられた本家のもとに、「小家」と称する親類・下人が編成され、遅くとも一八世紀中頃には「株」という同族団的な結合が生まれていた。この「老家」(本家)が「切畑」を独占的に所持し、その差配のもとで「小家」が「切畑」を部分的に利用するあり方が、広く展開していた⁶⁾。

なお本稿が主に使用するのは、那賀郡木頭村湯浅家文書である。湯浅家は、近世初頭以来、木頭村の肝煎役を勤め、一八世紀末に庄屋となり、文政五年(一八二二)には周辺二五ヶ村を管轄する組頭庄屋役となっていた。

一 切畑の「元捨」売買

まず検討したいのは、次の証文である。

【史料1】(7)

年切元捨売渡証文之事

(割印)

一、伐畑壱ヶ所

但、処はかきざこ、境立鏡之岩屋山神森之向の小屋切、上ハ横瀧之はな、上はとちの溝口切、西豎境ニメさこ切、尤花屋え先年売地之時節之境切、以上

右は、私扣之伐畑二候処、当御年貢上納方便無之ニ付、当亥年分先卯年迄丸拾七年切元捨ニ相定、代銀八拾目ニ売渡申処実正二候、然上は右土地年数之間勝手次第第二御作取り、年数相済候得は早速証文御戻し可有之候、右伐畑二重売・弥質等二も入不申、外分故障無之候、依而年切元捨証文相渡申処、如件

文政十亥年六月五日

拜宮村 安次郎殿

木頭村与頭庄屋 湯浅重次郎(印)

文政一〇年(一八二七)に湯浅重次郎が、東隣の拜宮村安次郎に宛てた売渡証

文である。ここで対象となっている地は、「かきざこ」であるが、これは慶長検地帳に登録された「切畑」の字名には見られない。「かきざこ」の地はさらに四至を明記しているように、検地帳に登録された「切畑」内を細分化した部分である。これらの地も、史料上は「切畑」「切畠」「伐畑山」等として、それも検地帳登録の「切畑」と区別なく記述されることが多い。行論の都合上、以下では、検地帳登録の切畑を「切畑」とし、その内部で細分化された土地を「切畑(部分)」と区別して表記しておく。

さて本文に戻り、この証文は一見すると、年貢上納に困った湯浅家が、所持する切畑(部分)を一七年季・代銀八〇目で安次郎に売り渡したかのようにみえる。しかし、実際には、湯浅重次郎が安次郎に対し、代銀八〇目で伐畑の利用権を一七年間貸し渡すというものである。つまり湯浅重次郎の切畑(部分)が貸し付けられ、安次郎がこれを長期間利用できたことを意味する⁸⁾。

例えば、史料1に見られる割印は、後で詳しく分析する湯浅家文書の「伐畑山手銀貸シ并其余貸シ覚帳」(9)に記載された割印と一致する。この帳面は表題に示されているように、湯浅家が切畑(部分)を山手銀と引き換えに「貸シ」た相手とその内容を記述したものである。また、史料1が湯浅家に残っているということは、一七年の貸付期間が終了し、この証文が切畑(部分)とともに湯浅家に返還されたことを意味している¹⁰⁾。

その上で留意したいのは、史料1の表題や本文中にみえる「元捨(もとすたり)」という表現である。

例えば、隣村木頭名村における切畑の「元捨」売買に関する記述がある。文政一〇年(一八二七)、木頭名村庄屋縫之助が病氣困窮を理由に庄屋の退役を願い出た。縫之助の家は、代々庄屋役を勤め、当山村・阿津江村の庄屋も兼帯していた家柄である。郡代からの指示をうけ、彼が本主に病氣困窮なのかどうかについて、木頭村の組頭庄屋湯浅重次郎が調査し、縫之助が所持する田畑・切畑からの一年分の収入(「所務高」)を一二月に郡代手代に報告している。それによれば、縫之助は田畠二反六畝二四歩を持ち、田から米二石五斗、畠からは麦二石六斗・黍一石・高黍一斗の確保が見込まれている。それ以外にも切畑五ヶ所(高〇・〇七二石分)の「山作」から、稗一斗・粟一斗・蕎麦二石四斗・大豆六斗・小豆二斗五升の計二石四斗五升の収穫が見込まれていた。史料2は、切畑五ヶ所の記述に付された補足説明(貼紙)である。

【史料2】(11)(貼紙)

本文五ヶ所

代銀壹貫三百目程

但、山不残壹時ニ売払之銀高

右伐畑山之儀、御檢地御帳ニ伐畑壹ヶ所高何升と迄御座候ニ付、地幅之大綱も承合不申ニ付、何れ山売買御座候土地柄故、縫之助扣伐畑山惣山代ニ引直シ、壹時ニ売払之積ニ仕、代銀本文之通

右伐畑山売買之儀ハ、四方境立ヲ以、当何年何年迄九年何ヶ年と相極元捨ニ売渡シ置、年限相済候得は相戻り申候、元錢之義ハ元捨ニ相成、年明キ其俣ニ而山相戻り申候上、売渡候初年分付仕り後作り捨テ地有相戻り、追々草木生シ合候得は、銀ニ成申候、右彼是之間式拾ヶ年又ハ式拾五年程も年経銀成申義ニ而、年々え割懸候而は聊之銀当りニ御座候、山作運ニは本文左書ニ御座候

貼紙の冒頭で、切畑五ヶ所のすべてを一度に売買すれば代銀一貫三〇〇目になることを述べた上で、当該地域での切畑売買の特徴については、①切畑内で境界を定め細分化し、年季を明確にした上で、(所持者が買取主に対し)「元捨」で売り渡し、②基本的に期限が来ればその地は返されること、③返還された山(切畑)に生える草木は、売却して切畑所持者の収入になること、④しかし二〇年から二五年ほど経過しないと(草木が成長しないため)銀子とはならず、一年単位でみるとその収入はわずかであること等が示されている。

ここで特筆される点は、「元捨」で売買された切畑(部分)は、年季を過ぎれば必ず元所持者に返還されるのが当該地域に共通する慣行であったという点である。その際に鍵となるのが「元錢之義ハ元捨ニ相成」という表現である。通常の売買であれば契約時に「元錢」として代銀を授受するが、「元捨」とはこの「元錢」を略するという意味に理解できよう。史料1を併せて考えれば、元錢を略し、期間中に代銀を支払うということになる。つまり切畑(部分)の「元捨」売買とは、切畑所持者が一定期間、相手に切畑(部分)を貸し付け焼畑として利用させ、期間中に代銀を回収することを意味していた。以下、こうしたあり方を「切畑貸付」と呼んでおこう。これが、焼畑造林以前の、近世後期の北股筋における「焼畑小作」の実態だったのである。

あわせて興味深いのは、切畑(部分)での焼畑耕作終了後の休閑期の切畑用益権が、基本的には所持者≠壹家の側にあった点である。まず、焼畑農耕終了後、二〇〜二五年経てから伐採されるということからは、休閑期に生育した雑木が伐採され、貴重な貨幣収入源となっていたことがうかがえる。しかもそれが縫之助の収入として位置づけられていることもふまれば、切畑(部分)の休閑期利用

もまた、切畑所持者≠壹家(本家)のイニシアチブのもとで実現していたのであり、その間に生育した雑木等は薪炭として壹家の重要な収入源となっていたといえよう¹²⁾。

では、こうした切畑貸付(≠焼畑小作)は、いつ頃から存在していたのだろうか。

【史料3】¹³⁾

売渡シ申伐島之事

一、伐島、所ハ柿坂堺、東ハ拝宮村堺切、西ハ谷切、上ハ尾切、下ハ石元堺切、当子ノ年分寅ノ年迄九年拾五ヶ年之間、代文銀札百八拾目売渡し申所相違無御座候、然上ハ右年月之間、御勝手次第第二御作り取可被成候、為後日書物、如件

延享元年子ノ十月廿一日

木頭村 八郎太郎

木頭村 銀兵衛殿

ひかへ

【史料4】¹⁴⁾ (端裏書)「ひかへ」

売渡シ切畑書物事

所ハかかみのいわや

一、伐畑壹ヶ所 境ハ、東谷切、西ミそ切、あせ石台尾へ見通シ、上ハ尾流右伐畑当未年分来ル子年迄九六年切二代銀札百目ニ売渡シ申所実正ニ御座候、然上ハ年月之内勝手次第第二作附可被成候、年月相済候へハ右之伐畑早速御戻シ可被下候、仍而為後日売証文、如件

未ノ六月十日

木頭村 八左衛門

拝宮村三右衛門殿

義右衛門殿

史料3は、管見の限りでは最も古い「元捨」売買証文で、延享元年(一七四四)に当時の湯浅家当主八郎太郎が、同じ木頭村(のちの川尻株小家)の銀兵衛に宛てたものである。続く史料4は年未詳だが、湯浅家当主が八左衛門である一七七七年〜一八〇九年のうちの未年であることから、天明七年(一七八七)または寛政二年(一七九九)のものと考えられる。いずれの場合も、切畑(部分)の範囲を明確化した上で、期間内の「勝手次第」の作付を認め、期間が終了すれば貸付主に切畑(部分)を返還されることが示されており、史料1と同形式をとっていることがうかがえる。

以上から、切畑貸付は、遅くとも一八世紀中頃には既に成立していたことが明

らからであろう。こうして、検地帳登録の「切畑」の一部を、五、六年から一五年といった長期にわたって、焼畑耕作用地として貸し付けるといふ切畑貸付の形態としての焼畑小作が、当該地域（那賀川北股筋）においては一般的に存在していたのである。

二 切畑貸付 — 焼畑小作の実態 —

ではこうした切畑貸付は、どの程度存在したのだろうか。また切畑貸付の展開は、山里の社会構造と如何に関わっていたのだろうか。ここでは木頭村湯浅家文書中に残る数少ない経営文書である文政一〇年（一八二七）「伐畑山手銀貸シ并其余貸シ覚帳」〔15〕から、湯浅家による切畑（部分）の貸付状況について検討しよう。湯浅家は、文政から安政期にかけての約三〇年間で、一〇九件の切畑（部分）と山畑を貸し付けている。この横帳の一例を示したのが史料5で、かかる記載内容を一覧にしたのが、表1である。

【史料5】（表1の記載順26の事例、①～⑥は筆者による加筆）

処ハ暮レ石ノ久保	木頭村仁義	佐太郎殿	…①
一、山沓ヶ所			…②
代銀百弍拾目			…③
			…④
	文政十亥年四月三日		
	内六拾目五分	弍朱弍ツ銀札銭とも	…⑤—1
	内三拾目入		…⑤—2
	申年二入		
	同拾六匁三分	弍朱弍ツ入	…⑤—3
	入メ百六匁八分		
差引拾三匁弍分不足	「受取済」		…⑥

（全体に抹消印あり）

①が「貸付相手」で、名が村名・株名・居住地字とともに名が記される。ただし、名のみの場合も多いことから、表では「村・株」欄に、棟付改帳等の情報をもとに筆者が補足して示している。また表中の「？」は株名が不明な場合、「？（株名）」は、同じ居住地字（上田・下田等）である他の貸付相手の所属する株名から判断した場合である。続く②は「貸付場所」、③は「種別」で、「伐畑」「山」「山畠」「畑」等の記載をそのまま表記した。④が「貸付代銀」の全額、⑤が実

際の支払明細である。全額が不明で支払額のみわかる場合はその合計額を括弧内に示した。また史料5のように「貸付開始時期」が示されていない場合、判明する限りで最初の支払日（⑤—1）を括弧内に示した。また史料5には記載がないが、貸付終了時期や貸付期間が明記されている場合はそれを表記し、明記のない場合でも、最終の代銀受取日がわかる場合はそれを括弧で示し、期間もその情報をもとに仮に算出した。また佐太郎の場合のように、三回にわけて二朱銀および銀札で分割納入し、それでも返済不足だったが、その後⑥最終的には「受取済」あるいは全体に抹消印のある場合は、表の「済」欄に「○」を示している。

(1) 貸付期間

記載された二五件分を見る限り、貸付期間には、四年から一七年と開きがある。このうち一〇年以上の場合が九件、これに対して五～六年の場合が一四件となっている。切畑貸付には、焼畑農業期間を超えた休閑期利用を含む長期の場合と、焼畑農業期間に限定された場合とが存在していたのである。ただし、このほかにも貸付期間が明示されていない切畑（部分）は多数にのぼる。そのうち契約開始（または伐入開始時）と最終代金請求時が判明する場合を、表の「期間」欄に括弧で示してみると、わずか一年足らずで終了する場合や、「一生切」つまり穀物生産一回分の貸付に限定される場合が見られる。実際の焼畑農業期間より短い場合も存在した可能性を指摘しておきたい。逆にいえば、切畑貸付の期間に植林することは、当該地域の近世段階ではまだ存在しなかったことになろう。

(2) 伐畑山・山畑の利用

ついで、貸し付けられた切畑（部分）・山畑に即して、切畑貸付（＝焼畑小作）の特徴をみよう。まず字名（場所）は、慶長検地帳に登録された「切畑」の字名とは一致しないことから、史料1・3・4と同様、「切畑」内を細分化した土地であり、その慣用名が記されたものである。残念ながらその地点を地図上に示すことはできないが、いくつかの例から特徴を確認しよう。まず広瀬山・遠藤尻という隣り合う字をピックアップすると（濃い網掛け）、「広瀬山ゑんとうの尻の北」（表1の記載順番号1）・「広瀬上」（30）・「広瀬山」（38）「ゑんとう尻」（39）・「ゑんとう尻蔭山」（41）・「広瀬山やうら右西」（42）・「広瀬山ゑんどうふ山」（43）となる。少しづつ地名が異なることからうかがえるように、同じ「広瀬山・ゑんどう」の中で、近接する地が、期間において利用されている。「ふじごそ・登りどの上」（薄い網掛けの9/12/21/24/31/33/37/58/61/67/88・89/103・

104・105)、「朴の溝」(54/71・72/81/106)、「かきざい」(5/47・48)、「八久保山」(14・60・63・93)、「建石」(52・55・73・76・83・90)、「登り坂」(29・51・102・108)、「楠尾・おんば」(50・68・95)も同様である。しかし、同一地名の地を、繰り返し同じ相手に貸し付けることはほとんど見られない。このように、切畑(部分)を同一人物に継続的に貸し付けることが見られないということからは、どの切畑(部分)を貸し付けるかは、「切畑」内の伐廻し状況と、貸付主である湯浅家のイニシアチブ次第であったと想定されよう。

(3) 貸付相手

第一に、貸付相手は基本的には個人であることが注目される。焼畑農業を展開する場合、山を伐採し火入することが必要不可欠で、その際には当然ながら単独の家族に限らず、多くの村民の手助けが必要であったと想定される。しかし、切畑貸付(≡焼畑小作)の契約には、こうした農業扶助の関係は反映されなかった。ただし唯一の例外的事例としては、文政二年(一八二九)二月に「八久保山」を「弁蔵山組」一四人の者が借り受けたケースがある。一四人の内訳は、湯浅株小家である弁蔵・利平・八十次・折平・右衛門・嘉知蔵・多次郎・直次郎・権右衛門・吉兵衛・甚助と、内之瀬株小家の岩次郎・茂吉・七蔵である。彼ら一四人は八久保で一〇年間「山組」として共同で伐採・火入を行い、その内部をさらに分割して焼畑農業を展開していたものと考えられる。焼畑農業の共同性が唯一契約の表面に現れた事例として貴重であろう。

第二に、切畑貸付の相手は、全体のうち八五件(七八%)が木頭村構成員となっている。一方で木頭村以外に貸付対象となっているのは、拝宮村・当山村・坂州村・海部郡平谷村などの隣接村の構成員に限定されている。切畑貸付(≡焼畑小作)は、居村とその隣接村という狭い範囲で展開したのである。

第三に、貸付相手となる木頭村構成員は、基本的に仁義株・内之瀬株の者に限定されており、湯浅株の者がほとんどみられない点が特筆される(16)。「はじめに」で述べたように、木頭村では、「切畑」を独占する老家が差配し、「株」内部で用益権を分配するという慣行が存在していた。つまり、(切畑独占にもとづく、株内部での用益権の分配)という本源の形態の周縁に、焼畑小作という(契約に基づく切畑の部分貸付)とが併存していたのである。切畑貸付は、一つには「株」以外の村落構成員や周辺村落構成員を対象としていたこと、今一つには、契約に基づき代銀との引き換えで切畑(部分)の用益を貸し付けるという関係であったという二重の意味で、焼畑耕作地域に生まれた新たな社会的関係の展開と理解す

ることができよう。

以上の点をふまえた上で、貸付相手個人に即して、その特徴を確認しよう。まず、木頭村内之瀬株小家の茂吉の場合である(薄い網掛け)。彼は、湯浅家から三ヶ所(2・4)の切畑(部分)を文政一年(一八二八)から天保六年・七年(一八三六・一八三七)まで六年余借り受けた後、翌天保八年(一八三七)から最大で同一二年(一八四一)にかけて前回とは全く異なる四ヶ所(32・35)の切畑(部分)を借り、五年後の嘉永三(一八五〇)に一ヶ所(54)、嘉永五年に二ヶ所(64・65)、さらに同七年(一八五四)に一ヶ所(72)、安政三年(一八五六)に一ヶ所(81)をそれぞれ借り受けている。茂吉の場合ほど連年ではないが、内之瀬株小家の七蔵の場合(12・19・36)や、仁義株小家の鹿蔵の場合(29・30・42・43)なども、繰り返し湯浅家から切畑(部分)を借り受けている。なかには同じ地名を続けて借り受ける場合も見られるが、基本的には湯浅家が所持するあちこちの切畑(部分)を、借り受けている点が注目されよう。それだけ焼畑小作では、借用主と土地との結合が弱かったのであり、基本的には湯浅家の意思に基づいて、どの切畑(部分)を貸し付けるかが決定されていたものと考えられる。

(4) 山手銀の回収方法

さて、切畑貸付の見返りとして、借用主からは、貸付主に対し代銀(山手銀)が納入されていた。いわば切畑(部分)利用料にあたる「山手銀」は、史料5にみえるように、貸付期間内に順次納入されていた。全一〇九件中完済されているのは、確認できるだけでも七〇件(六四・二%)に及んでいる。ただし、湯浅家の経営全体の中で、山手銀がどれだけの収入となっていたのかは、史料の限界から不明とせざるをえない。

ところで、山手銀は多くの場合、史料5のように現銀または銀札で納入されていたが、中には労賃で返済される場合があった。それを示したのが表2である。

まずは、銀納が中心で、不足分を労賃で相殺するケースである。仁義株小家・八太郎の場合(9・10)、貸付期間は不明であるが、卯年(天保二年(一八三一))・巳年と現銀で納めたが、未納分があったため、それは辰年に湯浅家の塩荷物運搬した際の駄賃によって相殺し、完済している。また、湯浅株小家・折平の場合(46)、伐畑二ヶ所を借り受け、嘉永三年(一八五〇)夏より伐込して焼畑農業を展開しているが、まずは前年の六月に、手付銀であろうか銀一〇匁を納め、翌年は下流からの塩二俵の駄賃と、下流への棕櫚皮駄賃によって、銀七匁分を相殺し、残る分を安政四年(一八五七)に銀子で返済している。塩の運搬は、湯浅家

町田 哲

51	伐畑	登り坂	1	宇太郎	【木頭】仁義	100目	嘉永元(1848)	(嘉永6.3.29)	(6年)	○	
52	伐畑	建石之下モ	1	かふぶり・浅吉	【木頭】?仁義	55匁	嘉永3年(1850)	(嘉永7.7.12)	(5年)	○	
53	伐畑	うつゆ谷奥山こもち石	1	安次	【木頭】?	15匁	嘉永元年(1848)	(嘉永3.6.19)	(3年)	○	
54	伐畑	ほをのみぞ	1	内野瀬・茂吉	【木頭】内之瀬		嘉永3年(1850)				
55	伐畑	建石之向平より下モ平	1	仁義・嘉蔵	【木頭】仁義	36匁	嘉永3年(1850)				
56	伐畑	桑野さこの上エ	1	桑野さこ・安次	【木頭】?	22匁	嘉永3年(1850)			○	
57	伐畑	うつゆ谷建石の奥さこ	1	桑野さこ・安次	【木頭】?		嘉永4年(1851)				
58	伐畑	藤ごふその前祭堂之間	1	上田・重吉	【木頭】?仁義	(90目)	(嘉永5・1852)				
59	伐畑	入江上エ立石の下タ	1	上田・作次	【木頭】?仁義	(40目)	(嘉永5・1852)				
60	伐畑	八久保	1	下田・慶太郎	【木頭】?仁義	550目	嘉永6年(1853)		10年		
61	伐畑	藤ごふそ	1	瀧之首・若十郎	【木頭】仁義		嘉永5年(1852)				
62	伐畑	地神森丑のねや野の奥ク	1	桑野坂・忠兵衛	【木頭】?	8匁	嘉永5年(1852)			○	
63	伐畑	八久保之下モ横畑	1	下田・慶太郎	【木頭】?仁義	27匁	嘉永5年(1852)				
64	伐畑	内野瀬大田之きし道之下	1	内野瀬・茂吉	【木頭】内之瀬	10匁	嘉永5年(1852)				
65	伐畑	内野瀬大田之きし道の下	1	内野瀬・茂吉	【木頭】内之瀬	10匁	嘉永6年(1853)				
66	伐畑	内野瀬大田之きし道の下	1	内野瀬・亀吉	【木頭】内之瀬	4匁	嘉永6年(1853)				
67	伐畑	藤ごふその上エまる	1	海部郡二ツ石・兵左衛門	海部郡二ツ石	30目	嘉永5年(1852)	(嘉永5.-.-)	(1年)	○	
68	伐畑	おんば作	1	内野瀬・重松	【木頭】内之瀬	100目	嘉永5年(1852)				
69	伐畑	(記載なし)	1	海部郡松久保・役太	海部郡松久保	(20目)	嘉永6年(1853)				
70	伐畑	かんばのさこ	1	海部郡下司・国蔵・元三郎	海部郡下司	100目	嘉永7年(1854)	(安政2.3.晦)	11年	○	
71	伐畑	朴之たを	1	坂州村寺谷・熊次郎株中	坂州村寺谷	110匁	嘉永5年(1852)			15年	
72	伐畑	朴野みぞのさこ	1	内野瀬・茂吉	【木頭】内之瀬		嘉永7年(1854)				
73	伐畑	建石之上エ	1	海部郡下司堂野尾・新蔵	海部郡下司	19匁	嘉永7年(1854)		6年	○	
74	伐畑	文蔵伐畑之口	1	海部郡松野久保・仁蔵	海部郡松久保	17匁	嘉永7年(1854)		6年	○	
75	伐畑	仁義株かや野の口	1	海部郡松野久保・仁蔵	海部郡松久保	4匁	嘉永7年(1854)			○	
76	伐畑	建石之向つうゑのあたま	1	かふぶり・浅吉	【木頭】仁義	5匁	嘉永7年(1854)	(安政3.5.2)		○	
77	伐畑	彦次郎之上エ	1	内野瀬・市之助	【木頭】内之瀬	24匁	安政2年(1855)		6年	○	
78	伐畑	杉野尾	1	海部郡堂野尾・新蔵	海部郡堂野尾	30目	安政2年(1855)		6年		
79	伐畑	市之内森之向横瀧之上エ	1	内野瀬・宮蔵	【木頭】内之瀬	100目	安政2年(1855)	(安政2.5.28)	(1年)	○	作次郎作
80	伐畑	川尻向たを首の西	1	拝宮村松之尾・友次	拝宮村松尾	90目	安政2年(1855)		6年	○	
81	伐畑	朴野みぞ	1	茂吉	【木頭】内之瀬		安政3年(1856)		6年		
82	伐畑	彦次郎の西	1	海部郡松久保・仁蔵	海部郡松久保	27匁	安政2年(1855)			○	
83	伐畑	建石之下り	1	内野瀬・市之助	【木頭】内之瀬	8匁	安政2年(1855)			○	
84	伐畑	鏡之崖	1	拝宮村松尾・安次	拝宮村松尾	100目				○	
85	伐畑	みな口小田の上エ	1	拝宮村兼蔵	拝宮村	15匁	安政3年(1856)		6年	○	
86	伐畑	梅之久保内野株之社下タ横瀧之西	1	市之助	【木頭】内之瀬	48匁	安政3年(1856)	(安政4.9.24)	(2年)	○	
87	伐畑	川尻向たをノ首之西	1	拝宮村・直蔵・兼蔵	拝宮村	60目	安政3年(1856)			○	
88	伐畑	祭り堂之西、しりなし尾	1	下田・浦之助	【木頭】?仁義	35匁	安政4年(1857)	(安政4.6.4)	(1年)	○	
89	伐畑	祭り堂之東、大石之上エ	1	下田・浦之助	【木頭】?仁義	10匁	安政5年(1858)	(安政4.6.4)	(前払)	○	
90	伐畑	建石の向	1	かふぶり・新左衛門	【木頭】?仁義		(安政4年・1857)				
91	伐畑	水ふねの久保	1	菊太	【木頭】?仁義	50目	安政4年(1857)	(安政5.4.22)	(2年)	○	
92	伐畑	内野瀬向	1	内野瀬・兼蔵	【木頭】内之瀬	10匁	安政4年(1857)	(安政4.12.29)	(1年)	○	
93	伐畑	八久保の前	1	内野瀬・宮蔵	【木頭】内之瀬	100目	安政5年(1858)	(安政5.6.15)	(1年)	○	
94	伐畑	ゑごの上エかう谷の西瀧社下タ	1	内野瀬・兼蔵	【木頭】内之瀬	16匁	安政5年(1858)	(安政6.6.26)	(2年)	○	
95	伐畑	楠尾おんば作之がわ	1	じりとふ・悦蔵	【木頭】仁義	10匁	安政5年(1858)	(安政5.7.2)	(1年)	○	
96	伐畑	内野瀬向小新開之上エさこ	1	内野瀬・市之助	【木頭】内之瀬	10匁	安政5年(1858)	(安政6.12.4)	(2年)	○	
97	伐畑	内野瀬向かく谷右之き荒	1	内野瀬・役次	【木頭】内之瀬	13匁	安政3年(1856)	(安政2.6.29)	(前払)	○	
98	伐畑	みな口小田のさこ伐挟	1	内野瀬・役次	【木頭】内之瀬	13匁	安政5年(1858)	(万延元.7.20)	(3年)	○	
99	伐畑	エコノ上エ	1	瀧之首・金次	【木頭】?仁義		安政6年(1859)				
100	伐畑	水舟之久保	1	内野瀬・役次	【木頭】内之瀬	10匁	安政6年(1859)	(万延元.7.20)	(4年)	○	
101	伐畑	田之下モ	1	内野瀬・兼蔵	【木頭】内之瀬		安政6年(1859)				
102	伐畑	のぼり坂いたづりごこ	1	下田・浦之助	【木頭】?仁義		安政6年(1859)				
103	伐畑	登り堂之西なし尾	1	瀧之首・若十郎	【木頭】仁義	10匁	安政6年(1859)				
104	伐畑	登り堂之西なし尾	1	下田・梅太郎	【木頭】?仁義	10匁	安政6年(1859)				
105	伐畑	藤ごその前エ	1	海部郡松久保・権太	海部郡松久保		安政6年(1859)				
106	伐畑	ほふのみぞ之上エ切ばさみ	1	内之瀬・亀吉	【木頭】内之瀬		安政6年(1859)				
107	伐畑	花みぞ	1	しりとふ・悦蔵	【木頭】仁義		安政6年(1859)				
108	伐畑	いたづりごこのぼり坂	1	内之瀬・市之助	【木頭】内之瀬		安政6年(1859)				
109	伐畑	みさご境	1	当山村・政吉・岩吉	当山村	170目	安政5年(1858)		16年		

典拠：文政10年正月「伐畑山手銀貸シ并其余貸シ覚帳」[BB1-1-11-2]

註：「種別」(伐畑・山・畑)や「貸付相手」は記載のまま記した。「村・株」欄では、「貸付相手」欄に記述がない場合は、棟付改帳の情報などをもとに筆者が補足した。

表1 木頭村湯浅家による切畑貸付

記載順	種別	貸付場所	数	貸付相手(名前)	村・株	貸付代銀	貸付開始時期	終了時期 (最終代金請求)	期間	済	作人
1	畑	広瀬山えんとうしりの北	1	下タ下田・喜和助	【木頭】仁義	103匁 両8分7厘5毛	(文政6・1823)	(文政11. 3. 9)	6年	○	宇太次作り
2	伐畑	上り立の久保, 源六作之内, 下モ久保	1	内之瀬・茂吉	【木頭】内之瀬	金1両	文政11年(1828)	天保6(1835). -	6年 (3枚ごと)	○	
3	山	内野瀬向中津の谷	1	内之瀬・茂吉	【木頭】内之瀬			天保7. 6. -		○	
4	山	大人の横畑権之助作	1	内之瀬・茂吉	【木頭】内之瀬			天保7. 6. -			
5	伐畑	かきざこ	3	拝宮村・安次郎	拝宮村						
						70目	文政10年(1827)		10年		
						103匁5分	文政10年(1827)		14年		
						80目	文政10年(1827)		17年		
6	山畑	はで床		上田・作次郎	【木頭】仁義	60目	文政10年(1827)		8年	○	
7	山畑	かんば作り		上田・作次郎	【木頭】仁義			天保2(1831). 4. 7			
8	山	市の内森ノ向横瀬之上		上田・作次郎	【木頭】仁義			天保7(1836). 4. 8			
9	伐畑	ふじごそ前祭りどの上	1	下田・八太郎	【木頭】仁義					○	
10	伐畑	梅の久保下タ横瀬ノ西	1	下田・八太郎	【木頭】仁義					○	
11	伐畑	(記載なし)	1	かふふり・市太郎	【木頭】仁義	65匁2厘				○	
12	山	ふしごそ	1	内野瀬・七蔵	【木頭】内之瀬	40目	文政11年(1828)		6年	○	又兵衛作り
13	伐畑	川尻境杉之尾	1	海部郡平谷村之内五味・虎次郎	海部郡平谷村・五味	金2両1歩2朱 = 159匁6分	文政12年(1829)		15年	○	
14	伐畑	八久保山	1	弁蔵山組14人	【木頭】	500目	文政12年(1829)		14年	○	
15	伐畑	(記載なし)	1	海部郡平谷村之内花の丸・吉蔵	海部郡平谷村・花の丸	(136匁7分6厘)	(文政12年4. 17)	(天保9. 7. 5)	(10年)	○	
16	山畑	内ノ瀬向上り立之面	2	内野瀬・岩次郎	【木頭】内之瀬		(天保元・2年)			○	
17	山畑	朴野溝	1	内野瀬・岩次郎	【木頭】内之瀬	(98匁1分)	(天保2年・1831)			○	
18	山畑	楠の尾野々脇とも	1	内野瀬・岩次郎	【木頭】内之瀬		(天保2年・1831)	天保9. 7. 11済	(7年)	○	
19	畑	みな口	1	内野瀬・役次・七蔵	【木頭】内之瀬	(8匁)	(天保9年・1838)	(天保9. 7. 11)	(1年)	○	戌年伐入
20	山畠	市之内かんさこの下	1	海部郡松久保・役太郎	海部郡松久保	(129匁7分6厘)	(文政10年・1827)	天保4. 5. 23	(7年)	○	□次作
21	山畠	ふじごそ	1	海部郡松久保・役太郎	海部郡松久保		(天保4年・1833)			○	
22	山畠	(記載なし)	1	海部郡松久保・役太郎	海部郡松久保		天保8年(1837)草刈野		5年	○	七蔵・岩次作り
23	山畠	松久保之上さこ合	1	海部郡松久保・役太郎	海部郡松久保		天保8年(1837)		6年	○	
24	山	ふしごそバ久保あゑ立の久保	1	海部郡松久保・役太郎	海部郡松久保		一生切			○	
25	伐畑	(記載なし)	1	内野瀬・富路?	【木頭】内之瀬			(天保6. 12. 26)		○	
26	山	暮レ石ノ久保	1	仁義・佐太郎	【木頭】仁義	120目	(文政10年・1827)			○	
27	山	川尻向た尾首ノ西	1	仁義・佐太郎	【木頭】仁義	(142匁2分)	(天保6年・1835)	(天保9. 7. 18)	4年		
28	山	市ノうら森ノ上	1	下田・伊勢太郎	【木頭】仁義		(天保9年・1838)				
29	伐畑	登り坂いたずりさこ下モカハ	1	上田・鹿蔵	【木頭】仁義	(25匁9分)	(天保9年・1838)			○	
30	伐畑	広瀬上	1	上田・鹿蔵	【木頭】仁義		弘化3年(1846)			○	
31	伐畑	ふじごその前祭りどの上	1	下田・宇太郎	【木頭】?	(46匁2分)				○	
32	伐畑	大人	1	内野瀬・茂吉	【木頭】内之瀬	30目	天保8(1837). 6. -	(天保10・1839)	(3年)	○	
33	伐畑	祭りどの西	1	内野瀬・茂吉	【木頭】内之瀬		天保10(1839). 6. -	(天保10・1839)	(1年)	○	
34	伐畑	楠の尾向中尾	1	内野瀬・茂吉	【木頭】内之瀬			(天保12・1841)		○	
35	伐畑	水松の奥の下	1	内野瀬・茂吉	【木頭】内之瀬			(天保12・1841)		○	
36	山畠	くれ石の久保	1	内野瀬・七蔵	【木頭】内之瀬	150目		安政2. 3. 11			
37	伐畑	藤ごをそ下モ	1	下田・元蔵	【木頭】?		(嘉永6・1853)				
38	伐畑	広瀬山	1	磯吉・種次	【木頭】轟谷・湯浅		弘化3年				
39	伐畑	えんどふ尻	1	浅吉	【木頭】?仁義			嘉永2. 5. 8			
40	伐畑	鏡之崖	1	当山村・弁蔵	当山村	100目				○	
41	伐畑	えんどふ尻蔭山	1	重吉・左太郎	【木頭】?仁義・仁義	54匁7分3厘	嘉永2年(1849)	(安政5. 6. -)	(10年)	○	
42	伐畑	広瀬山やうら石西	1	鹿蔵	【木頭】仁義	80目		安政2. 6. 25		○	
43	伐畑	広瀬山えんでふ尻	1	鹿蔵	【木頭】仁義	(20目)	安政2年(1855)			○	
44	伐畑	彦次郎	1	慶太郎	【木頭】?仁義	20目	嘉永2年(1849)	(嘉永4. 10. 21)	(3年)	○	
45	伐畑	あせび石	1	作次郎	【木頭】仁義	105匁	嘉永2年(1849)			○	
46	伐畑	あせび石の上へ, 細尾根之上	2	折平	【木頭】湯浅	40目	嘉永3年(1850)	(安政4. 6. 14)	5年	○	重八作共
47	伐畑	かきざこ	1	下田・慶太郎	【木頭】?仁義	150目	嘉永3年(1850)		6年		
48	伐畑	かきざこ	1	下田・八太郎	【木頭】仁義	110匁		(安政3. 7. -)		○	
49	伐畑	かきのほて	1	尻東・悦蔵	【木頭】仁義	40目	(嘉永3年・1850)	嘉永4. 3. 21	(2年)	○	
50	伐畑	楠の尾野之尻	1	重松	【木頭】内之瀬	30目	嘉永3年(1850)	(嘉永3. 4. 17)	(1年)	○	

表2 切畑貸付の駄賃・日雇賃による山手銀上納

表2-1 下田・八太郎(9・10)の場合

内 訳	入銀時期	内 容
8匁5分	卯年	式朱1つ
2匁	卯年	
8匁4分	巳年入	式朱1つ
4匁2分	巳年入	1つ
6匁	辰年冬	塩駄賃
29匁1分	合計	

表2-2 湯浅・折平(46)の場合

・伐畑2ヶ所 あせび石の上・字細尾根之上 重八作
代銀40目 嘉永3年(1850)戌夏の伐入 5年

内 訳	入銀時期	内 容
10匁	酉6月19日	自身の受取
7匁	嘉永4年亥	亥正月12日晚、塩2俵駄賃 棕櫚皮750枚駄賃とも
23匁	安政4年6月	自身直キ受取

表2-3 上田・鹿蔵(29)の場合

・伐畑1ヶ所数枚 処ハ登り坂いたずりさこ、下モカハ代
[記載なし]

内 訳	入銀時期	内 容
1匁	戌年冬	桶屋賃ニ而入、2人役
1匁4分		おりん日雇賃ニ而入、2人役
6匁3分	亥春	鹿蔵日雇賃ニ而入、7人役
4匁	戌8月勤	飛脚賃ニ而入
8分		鹿蔵、麦取、1人役
9分		田草取り、鹿蔵1人役
1匁2分		山伐賃、鹿蔵1人役
2匁		関せき、鹿蔵賃、2人工
8匁 3厘		二朱入
25匁6分3厘	合計	

表2-4 内野瀬・茂吉(32・33)の場合

・伐1所30日 処ハ大人、天保8酉年6月
・伐1枚[記載なし] 処ハ祭りどの、初天保10亥6月

内 訳	入銀時期	内 容
7分		麦取りばた、1人役
2匁3分		茂吉田草取、こへ草、1人役
3匁5分		おけさ、5人役賃
4匁		茂吉、4人役賃、天神原引
2匁	亥7月	飛脚賃余り入
1匁	亥5月	田曳賃
3匁8分		おりん日雇賃、中次畑代
		飛脚賃余りニ而入
17匁3分	合計	右夫々算用相済

表2-5 瀧之首・若十郎(61)の場合

・伐畑1ヶ所 所ハ藤ごふそ、伊勢太作之分
代[記載なし]、嘉永5子年より伐入

内 訳	入銀時期	内 容
1匁2分	12月	日雇賃、2人役、1人6分宛、本文之通山代入、自身の入
1匁5分	6月	日雇賃、3人役、1人5分宛、本文之通山代入銀、
3匁	嘉永6丑年夏	日雇5人役、1人賃6分宛、本文之通山手銀入銀
1匁	嘉永6丑年冬	日雇2人役、1人賃5分宛、本文之通山手銀入銀
4分	嘉永7寅2月	麦之草取、1人役日雇ニ而入ル
4分	嘉永7寅年4月13日	1人役日雇ニ而入ル
4匁4分	嘉永7寅年7月5日 の13日迄	9人役日雇、1人役6分宛、5匁4分之内1匁ハ銀札ニ而 渡、残本文之通山手銀ニ入
11匁4分	嘉永7寅年閏7月	日雇19人役、1人賃6分宛、本文之通
2匁		日雇4人役、1人賃5分宛、本文之通入銀
25匁3分	合計	

文政10年正月「伐畑山手銀貸シ并其余貸シ覚帳」[BB1-1-11]

表3 木頭村における賃銀相場

種類	賃銀 (匁)
塩駄賃	6~7 匁
田草取・肥草入	2匁3分
山伐銀	1匁2分
田曳賃	1匁
田草取	9分
麦取銀	7~8分
麦草取	4分
日雇賃 (男性)	5分6分
日雇賃 (女性)	7分

典拠：文政10年(1827)正月
 「伐畑山手銀貸シ并其
 シ覚帳」[BB1-1-11-2]

の場合に見られるだけで、全体の中では数は多くない。こうした事例は、銀子納入が困難な場合に限定されるのであろうが、それだけ換銀可能な産物流通や稼が十分ではなかったケースであろう。それでも、実際には相殺されているとはいえ、湯浅家への労働従事に対して賃銀が見込まれている点は、株内構成員のように、湯浅

分だけなのか、同族団らの分も含んでいるのかは不明であるが、おそらくは高瀬船の週上限界である音谷・椋谷・小浜三ヶ村からの駄賃分であろう。だとすれば、いずれも一日分の労賃と推定される。後述する他の労賃と比べて高額である点は、山里生活において必要不可欠であった塩の運搬が重労働であったことを物語っているのかもしれない。

さらには日雇賃・駄賃といった労賃でほとんど返済するケースも見られる。仁義株小家・鹿蔵(29)や、内之瀬株小家・茂吉(32・33)の場合も、正確な貸付期間は不明であるが、湯浅家の手作経営における麦取・田草取・山伐の賃銀ほか、飛脚賃・「閑せき」(用水関係の労賃力)といった村役関係の賃銀、さらには家族女性であろう「おりん」「おけさ」の賃銀によって相殺している。山里の女性労働のあり方がうかがえる点で、貴重な事例である。また、仁義株小家・若十郎(61)の場合は、すべてを日雇賃で返済している。しかも伐入開始の二年後に相当する嘉永七年(一八五四)七月には九日分、翌閏七月には実に一九日分も日雇を勤めることで、相殺している。月の三分の二を湯浅家の経営に関わる雑労働に従事したことになる。それでも、これで山手銀のすべてが納入されたかことになったのかどうかは不明である。

ちなみに、これらの記載から一九世紀前半の木頭村における賃銀相場を整理したのが、表3である。前述の塩駄賃は別格であるが、農作業で最も高い賃銀は田草取と肥草の伐採と投入を行う場合、あるいは焼畑前の山伐であり、ついで田の代掻や草取で、麦取や麦草取は田より賃銀が低い。また、こうした農業労働以外の労賃を意味すると考えられる「日雇」は季節や仕事内容によって変動するが、男女とも銀六分前後であることがうかがえる。こうした労賃による返済は、他には元蔵(37)・安次(53)・内之瀬株兼蔵(94)

家に対して労働を無償提供するという段階(17)を脱している点で注目される。一方では、実際に湯浅家の手作経営に(部分的ながらも)直接参加することで山手銀が相殺されていることから考えて、単純な銀子での返済よりも、貸付主である湯浅家への従属性は強いものと想定されよう。労賃による返済(相殺)を確認できるのが、木頭村内部の構成員に限定されており、他村構成員への切畑貸付には一切見られないという点も、こうした事情を反映しているものと考えられよう。

(5) 小括

以上の分析から、木頭村とりわけ湯浅家を中心とした切畑貸付の実態について、まとめよう。

①阿波国那賀川北股筋においては、本家筋の家が慶長検地に登録された「切畑」を所持し、分家らはその差配のもとで焼畑農業を実現するという慣行が本源的に存在していた。

②①があくまで慣行であるのに対し、後発的に一八世紀中頃には確認できるようになる切畑貸付とは、「切畑」の内部を細分化した土地(切畑(部分))を、契約によって利用するものである。もちろん、契約といっても貸付主である湯浅家のイニシアチブのもとに、借付主が従属する形で実現した。このあり方が、当該期の「焼畑小作」の実態であった。

③貸付主は、「元捨」売買という独特の形式をとりながら、貸付場所・期間・利用料(「山手銀」)を決めた上で、借付主に数年にわたって貸し付けた。借付主は、貸し付けられた切畑(部分)を期間中に利用することができたが、「山手銀」と称される利用料を期間中に分割して納入し、期間が終わると貸付主に切畑(部分)を返還する形をとっていた。

④湯浅家では、株内での切畑利用慣行(①)を温存したまま、湯浅株以外の村落構成員(仁義株・内之瀬株)や近接する村落構成員に対して、切畑貸付を行っていた。つまり同じ「切畑」の中で、(切畑を独占する老家を中心とした、株内部での利益権の分配)①、と契約に基づく切畑の部分貸付(「焼畑小作」)②の二つが併存していたのである。湯浅家にとってみれば、自らの切畑所持に基づきながら、株内での統合ヘゲモニーを維持しながら、株をこえた切畑貸付(焼畑小作)によって、性格の異なる新たな関係を周囲に拡大していったことになる。

⑤一方、借付主である各小家にとって、焼畑小作は、本家筋の家以外から焼畑耕

作の機会を得ることにつながった。各小家にとつて焼畑耕作は、それまで自らの属する沓家のもとではじめて可能となっていたが(①)、焼畑小作の展開によつて必ずしもそれに拘らずとも焼畑耕作が可能となった点で、一面では選択肢が増えたともいえよう(②)。このことは、切畑での利益がその中心的位置をなす当該地域において、村内の社会関係に少なからざる変化をもたらした可能性がある。例えば、当該地域では一八世紀末以降、小家の側が切畑分割を要求するなど、沓家の切畑所持を相対化する動向が各地で惹起するが(③)、焼畑小作の展開との関連が問われることになる。

④とはいえ、焼畑小作には銀子納入が不可欠であった。一見プリミティブに受け取られがちな焼畑耕作にも、商品流通等による現銀確保が前提となる新たな段階に至ることになった。それだけ切畑等での産物生産と流通による現銀確保の機会や、日用労働の機会が存在していたことになる。そのための産物生産・流通や稼がいかに展開していたのかを探求することは、今後の重要な検討課題としておきたい。

三 周辺村における切畑の「売買」

(1) 切畑売買値段の地域的格差

さきに述べたように、木頭村とその周辺で貸付られた切畑(部分)では、基本的に焼畑農業が行われており、その意味で切畑貸付は同時に焼畑小作を意味していた。しかし、湯浅家が組頭庄屋として管轄していた木頭組村二五ヶ村の中でも、切畑の地が、焼畑農業以外の目的で利用された場合が存在したと考えられる。

次にあげる史料6は、天保一年(一八四〇)一〇月に木頭村湯浅重次郎が、同じ組頭庄屋である田淵弥十郎に提出した「木頭組村々田畠并伐畑譲地五ヶ年切売地代米取調指出張」の一部である。

那賀川流域では、天保七年(一八三六)九月に、藩が上流域の山方百姓に対し趣法銀を貸し付け、多様な産物を那賀川河口(領家村)の天神原引請所に廻送させこれを販売することで趣法銀を回収するという、「仁宇谷産物趣法」を導入していた(20)。しかし実際には天神原引請所に廻送せずに販売する「抜荷」が横行していた。そこで天保十一年三月以降、藩側と、趣法を運営する元方らは取締を強化し、同年九月には産物の買集と廻送の両面で具体的な統制を行うなど、趣法銀の回収を目指していた。田淵弥十郎と湯浅重次郎はこの趣法の元方三人のうちの二人である。史料6は、仁宇谷産物趣法銀の回収に伴う土地売買値段調査の一

環で作成された帳面(控)と考えられる。

【史料6】(21)

当村々之義、田畠譲地并五ヶ年切売地等、上中下二相当沓反二付何程之代米と申唱売買仕来り候義ハ無御座候、年々御年貢代始諸上納銀并入用銀大借之者、銀主方へ為仕解譲地又ハ五ヶ年切売地相渡有之候得共、地面上中下二不相拘、扣家督之内借銀仕解二押当、不相応之代銀ヲも救助之熟談ニ而銀主方へ地面請取候様之是迄之運故、今更上中下と取分記上候様難出来義ニ御座候、地盤田畠無少処今人別家督譲地五ヶ年売地等ニ相放シ不申、相民厚申談、大借ニ而無抛義ハ前段之懸り銀主方へ押当、救助之扱等ニ相運候様之懸り、旁上中下代米何程と申唱候義も無之哉二相見へ候、伐畑之義ハ、上中下之見込ヲ以て三ヶ年今三拾ヶ年位之年限ヲ以、元銀捨リニ而年々売買仕候儀故、左二村切上中下株立代銀取分指出張

(貼紙)「伐畑山譲地又ハ五ヶ年切元米返ニ相渡候義も、借方仕解田畠同断之引合ニ而相渡シ有之候、此段付紙ヲ以申出候」

この時の取締では、田畠・伐畑の売買値段を上・中・下の三つにランク付けして届け出ることが求められていた。これに対し湯浅重次郎は、前半部分で、田畠については、一反あたりの代米を上・中・下で売買することはないため、ランク別に記載することが難しい点を述べている。田畠の売買は、年貢・諸上納銀・諸入用銀を納入できずに「大借」となった者が、肩代わりした「銀主」への「仕解」つまり借銀整理のために、譲地・売地する場合に限定されること、したがって売地値段は、土地の善し悪しや、借銀分との対応関係は関係ない、という。

これに対し、切畑の場合は事情が異なっていた。傍線部にみえるように、切畑は、上・中・下の見込みで、短い場合は二、三年、長い場合は三〇年の期間を区切って、「元捨」売買をおこなっているという。第一章・第二章で検討した「元捨」による切畑売買、つまり切畑貸付が木頭組村全域で実施されていたこと、そして対象となる切畑の状況に応じて値段が設定されていたことが理解できよう。また、貼紙記載によれば、切畑を対象に「譲地」「元米返売買」も存在したが、その場合は、田畠の場合と同様に、借銀整理のためのものであり、ここで代銀調査を実施した「元捨」売買とは異なるものであったという。したがって、逆に「元捨」売買はやはり借銀返済のためではなく、あくまで切畑貸付による山手銀収入を目的としていたことが再確認できる。

以上の点を前提に、木頭組二五ヶ村の切畑(部分)売買値段を見ていこう。史料6の記述の後に、湯浅重次郎が報告した一反あたりの切畑売買値段を村ごとに

表4 木頭組25ヶ村における
切畑1反あたりの代銀

	村名	上	中	下	村柄
c地区	音谷	80目	60目	40目	中
	桜谷	70目	50目	30目	中
	小浜	70目	50目	30目	上
	白ヶ谷	60目	40目	20目	下
b地区	木頭	26匁	16匁	8匁	中
	檜曾根	25匁	18匁	8匁	下
	長安	25匁	18匁	8匁	下
	拝宮	25匁	18匁	6匁	上
	日真	25匁	18匁	6匁	下
	懸盤	25匁	15匁	5匁	下
	菖蒲	20目	15匁	10匁	下
	坂州	20目	15匁	8匁	上
	東尾	20目	15匁	8匁	下
	当山	20目	14匁	7匁	下
	木頭名	20目	14匁	7匁	下
	阿津江	19匁	13匁	5匁	下
a地区	出り羽	15匁	7匁	3匁	中
	沢谷	12匁	8匁	5匁	下
	高野	12匁	8匁	5匁	下
	寺内	12匁	8匁	5匁	下
	小泉	12匁	8匁	5匁	下
	小島	12匁	8匁	5匁	下
	横谷	12匁	8匁	5匁	下
	川成	10匁	6匁	3匁	下
岩倉	8匁	6匁	2匁	下	

出典：天保11年(1840)10月「木頭組村々田島并伐畑譲地五ヶ年切売地代米取調指出帳」[E1-76]

示したのが、表4である。一つ一つの村の中でも切畑の状況により値段の差がかなり存在するが、上ランクに注目してみると、a那賀川北股筋の最上流に位置する沢谷から岩倉といった村々では、一反あたり銀八〜一二匁、b木頭村を含むそれ以外の北股筋の村々では一五〜二六匁、そしてc那賀川(本流)の中流に位置する音谷・桜谷・小浜・白ヶ谷の四ヶ村の場合は銀六〇〜八〇目となっている。一目して、cの四ヶ村が突出して代銀が高い点がかげえる。代銀の最高額と最低額の差は、上ランク・中ランクで実に一〇倍、下ランクでは二〇倍となる。同じ組村の内部で、切畑売買代銀にこれだけ格差があったということは、それだけ各地域において、切畑の持つ意味が異なるということであろう。

(2) 那賀川中流における切畑利用

では、これ程までに切畑売買値段が異なる背景には、どのような理由があったのだろうか。

c地区のうち音谷・桜谷・小浜の三ヶ村は、高瀬舟の遡上限界に位置しており、「船付村」とも称されていた村々である²²⁾。上流の海部郡木頭上下山からの産物や筏が乗り付け、これを集荷する「小寄人」が多く存在し、かつ川下しの高瀬舟の船頭に荷物を積入れる村柄であった²³⁾。またc地区では、こうした山方産物の集積地で舟運が可能であったと同時に、その周辺村に御林が多数集中し²⁴⁾、一八世紀後半以降には那賀川下流や中流などから請負商人が入り混み、御林内の雑木を薪炭用に確保するなどしている²⁵⁾。また一八世紀半ば以降、御林内部では定請名負林が設定されていた。定請名負林とは、御林内の一部と土地を、

地元の村落構成員が毎年少額の運上銀を上納する見返りに請け負い、その地の上木を確保する形態で、小規模な御林に広くみられた形態である。さらに、那賀川中下流の材木・薪炭業者が定請名負林の上木利用権を下請したり、売得により権利そのものを集積することも進行していった²⁶⁾。

こうした状況の中、c地区の切畑では、どのような利益が見られたのだろうか。いささか断片的な傍証にすぎないが、次の史料をみてみたい。

【史料7】²⁷⁾

奉願上覚
一、私親次郎左衛門義、寛政六寅年田地・伐畑山共五ヶ年切御裏判ヲ以、大久保村忠五郎方へ私兄長三郎名面ニ而売渡御座候処、余程年限も相重り申候得共、困窮之私義故請返シ申候手便も無御座候、然此度他借ヲ以請返シ申度旨右忠五郎倅豊蔵方へ案内仕候所、上木分伐取申候跡ニ而請させ可申候様申候ニ附、私共段々入割ニ相及候得共、聞入も無御座、炭釜仕入等候様取申候ニ付、何分私義此度少々之上木ヲ当テニ仕請返シ不申候而ハ困窮之私義故百姓役も難相立迷惑奉仕候、何卒金子調達仕請返シ申候迄御慈悲之上ヲ山仕入御指留メ被 仰附被下候得ハ難有仕合ニ奉存候、右之段重々奉願上候、以上
文政十三八月 音谷村百姓 直左衛門(印)

湯浅重次郎殿

これは、文政一三年(一八三〇)八月にc地区の一つ音谷村の直左衛門が、五キロメートルほど下流の大久保村の豊蔵を相手に訴え出た、切畑争論である。直左衛門によれば、彼の父次郎左衛門は、三十七年も前にあたる寛政六年(一七九四)に大久保村の豊蔵の父忠五郎に対し田地・切畑を売っていた。長らくそのままになっていたが、他からの借銀を得るなどして、文政一三年に請返しすることを豊蔵に申し出た。ところが、豊蔵側は、返還には同意したものの、切畑の「上木」を伐採し、これを炭釜で炭生産をした上で戻そうとし、上木確保を目指した直左衛門と争論になったのである。結局この争論は、翌九月に組頭庄屋湯浅家の指示で仲裁に入った音谷村肝煎八三助により、直左衛門が当該の切畑を請け返し「上木」分を確保することになったが、豊蔵が上木代として銀二五〇目を確保することとで解決している²⁸⁾。

この一件で注目されるのは、第一に音谷村の切畑では、焼畑農業が想定されており、雑木山としてその上木が利益の中心であった点である。第二に、切畑が村外の者に転売されていた点である。大久保村の忠五郎―豊蔵親子は、ほかに

も花瀬村二俣御林・音谷村追立御林といった周辺に存在する御林の定請名負林の名義人になるなど、雑木山を買い集め、薪炭を産出していたことが確認できる存在である⁽²⁹⁾。こうした存在が四〇年近くにわたって切畑を所持し、薪炭を産出していたのである。雑木の萌芽更新が二〇年前後であること、またこの時に雑木が伐出目前であったことから考えて、直左衛門からの請返要求がなければ、当該の切畑では、忠五郎―豊蔵親子は、この時までになくとも二回分の雑木伐採が可能であったことになろう。

このほか、音谷村では、薪炭用の雑木確保を背景とした同様の切畑争論として、同じ音谷村直左衛門が寛政九年（一七九七）に手放した切畑「八ヶ谷山」を、水崎村縫蔵から請け戻そうとして惹起した天保九年（一八三八）九月の争論⁽³⁰⁾や、先祖が二五年切で手放した切畑を請け戻そうとした音谷村五人組勇助が、（購入側）の武平に対して起こした争論⁽³¹⁾を確認することができる。それだけ音谷村の切畑は雑木山として用益されていた。

このように、舟運の条件が良いc地区の「切畑」では、御林における定請名負林と同様、切畑売買による雑木確保が盛んとなり、薪炭用林としての価値が高く見出されたのではなからうか。つまり、薪炭需要との結びつきから、切畑売買値段も高くなっていたと考えられるのである。

これに対しa地区・b地区では、c地区から遠ければ遠いほど代銀が安くなっている。山方産物を流通させるには、c地区の音谷・桜谷・小浜三ヶ村に駄賃輸送をする必要があったため、切畑貸付で請負商人らが入り込んで薪炭を確保しようとするのは相対的に少なかったとみられる。a地区・b地区での売買値段が安価であったことは、切畑貸付による焼畑農業が中心であったことの証左といえよう。

むすびにかえて

以上、本稿では、那賀川北股筋の木頭村とりわけ湯浅家を中心とした切畑貸付（焼畑小作）の実態を検討した。その内容は第二章（5）小括でまとめたのでここでは繰り返さず、切畑貸付の歴史的展開と地域性について展望しておきたい。第一は、当該地域における切畑貸付の歴史的展開と位置である。一九世紀前半に存在した「切畑」の展開について、その所持・所有関係と用益内容を基準とすると、以下のように類型化できるのではなからうか。現段階の見通しを仮説的に提示しよう。

① 沓家のもとでの小家による切畑利用

② 切畑貸付 …… i 焼畑小作（那賀川北股筋）

…… ii 上木販売（那賀川中流）

③ 切畑分割による小家の所持・用益の一体化

① 当該地域では、本家筋の家である沓家が切畑を所持し、そのヘゲモニーの下で利用権を株内で分配する形態が取られていたが、こうした本源的なあり方から一歩進み、② 契約により株以外の者に切畑（部分）の利用権を一定期間貸し付ける形態が、切畑貸付であった。この切畑貸付のもていかなる用益が実現していたかという観点でみると、i 焼畑として運用される形態（焼畑小作）と、ii 薪炭利用が主要となる形態（上木販売）とが存在した。焼畑小作とは、必ずしも焼畑造林と一体的に形成されたのではなく、その前段階で切畑貸付の一形態として存在していたのである。焼畑造林が展開するのは、かかる近世後期の切畑所持・利用状況を基礎とした中に、植林が進行することで、はじめて可能となったのではなからうか。当該地域における植林・焼畑造林の導入過程が今後の課題となる。

なお、以上の①②では、基本的に切畑を沓家が所持していた中での関係である。これに対し、切畑の所持・所有関係が大きく変容していく場合が、③の切畑分割である。詳しくは別の機会に論じるが、那賀川北股地域では、一八世紀末以降、沓家等が専有していた切畑所持を、構成員に細分化して所持権が分割されていく動向が見られ、さらに近代初頭の壬申地券発行過程において、その動向は一気に噴出していくことになる。切畑分割は、それまでの沓家（本家）による進退を脱した点に、一つの画期をみる事ができる。ただし、この場合においても、少なくとも近世末までは、基本的に焼畑利用が中心であった。切畑所持権・所有権の細分化が即植林へと展開したわけではなく、焼畑造林の展開は、未だ展開していなかったのである。

第二に、こうした②切畑貸付の展開内容に着目して見えてきたのは、那賀川北股筋と那賀川中流とは、その山の利用のあり方に地域的な偏差が存在した点である。②のiは那賀川北股筋で、②のiiは那賀川中流で広く見られる傾向にあったのである⁽³²⁾。ちなみに、iiの上木販売は切畑貸付の形態に限られるわけではなく、御林に設定された定請名負林においても広く確認できる。切畑も定請名負林も、その土地の所有形態は大きく異なるが、そこでの利用権と用益内容、すなわち当該の山々に生成する雑木等を確保する用益権を、地元の所持者・請負者が、外部の者に貨幣と引替に貸し与えるという点では、共通していたのである。

従来、木頭林業地帯として一括して研究対象となってきたのは、那賀郡の那賀川中流域、那賀川北股地域、そして那賀川最上流に位置する海部郡木頭上下山地域の三地域であった⁽³³⁾。しかし、これを一括した地域として括れるのは植林が大きく進む一九世紀末以降二〇世紀のことにすぎない。むしろそれ以前の段階における山の所有や利用形態には、大きな地域差が存在していたことが明らかである⁽³⁴⁾。したがって今後、少なくとも一九世紀までの山をめぐる生業や社会関係については、三地域それぞれについて個別に精緻な分析をした上で、林業地帯の形成過程を論じる必要がある。

付記

湯浅家文書の調査・利用に際し、所蔵者である湯浅幹雄氏より格別のご配慮を賜った。心よりお礼申し上げます。なお、本稿は、JSPS科研費JP一七K〇三一〇二の助成をうけたものである。

註

- (1) 有木純善『林業地帯の形成過程—木頭林業の展開構造—』日本林業技術協会、一九七四年、第四章、とくに一七七—一八五頁。
- (2) 徳島県山林会海部郡協賛会編『木頭の林業』（徳島県山林会海部郡協賛会、一九二四年）、『焼畑及切替畑ニ関スル調査』（農林省山林局、一九三六年）、『徳島県那賀川流域林業経営調査報告書』（全国山林会連合会・永田龍之介執筆、一九四一年）。
- (3) 米家泰作『中近世山村の景観と構造』校倉書房、二〇〇二年、溝口常俊『日本近世・近代の畑作地域史研究』名古屋大学出版会、二〇〇二年、大賀郁夫『近世山村社会構造の研究』校倉書房、二〇〇五年、加藤衛弘『近世山村史の研究』吉川弘文館、二〇〇七年、米家泰作『焼畑による山地植生の利用と開発』（宮本真二・野中賢一編『自然と人間の環境史』海育社、二〇一四年）など。
- (4) 前掲大賀『近世山村社会構造の研究』第二部第二章「椎葉山の焼畑検地」。
- (5) 「当山分之儀は何れ田畑無_少く、専伐畑山作ニ而渡世仕」（文政一〇年（一八二七）二月一七日「木頭名村庄屋縫之助御用御免奉願上ニ付右申上方取行帳」湯浅家文書・文書番号I一—二、以下「I一—二」のように略す）と組頭庄屋湯浅重次郎が述べているように、那賀川北股筋で中心となる生業は、切畑における焼畑耕作であるというのが、当時の人々の自己認識でもあった。
- (6) 以上については、拙稿「近世後期の焼畑と村落構造」『歴史評論』八二五、二〇一九年一月参照（以下「前稿」と略す）。なお本稿で分析する切畑貸付（焼畑小作）については、その結論部分のみを前稿にも記している。しかし、そこでは紙幅の都合で実証過程を提示できなかった。本稿は、その後の知見も加えた上で、新たに論証し直したものである。
- (7) 文政一〇年（一八二七）六月「年切元捨売渡証文之事」〔G二四—八〕。
- (8) 本当に年貢未進であれば証文作成は一月・二月が多いが、史料1のように六月頃であることから考えても、切畑における秋の伐込・火入を前にした契約であることがうかがえる。
- (9) 文政一〇年（一八二七）「伐畑山手銀貸シ并其余貸シ覚帳」〔BB一—一—二〕。
- (10) 史料1には、「当御年貢上納方便無之ニ付」とあるが、実は、売買証文の形式のみを踏襲した、倒錯した表現であったわけである。
- (11) 前掲文政一〇年（一八二七）二月一七日「木頭名村庄屋縫之助御用御免奉願上ニ付右申上方取行帳」〔I一—二〕。
- (12) 小家が休閒期利用できる場合もあるが、それは自由ではなくあくまで家の差配の下にあったと想定される。
- (13) 延享元年（一七四四）一月二二日「売渡シ申伐畠之事」〔C二二五—四〕。
- (14) 未六月一日「売渡シ切畑書物事」〔B二—八—二〕。
- (15) 文政一〇年（一八二七）「伐畑山手銀貸シ并其余貸シ覚帳」〔BB一—一—二〕。
- (16) 例外的に、後述する山組(14)と折平(46)だけが湯浅株の者である。
- (17) 一八七三年（明治六）まで、湯浅株では、切畑を所持する本家が小家一五人に対し伐畑山を毎年配分し利用させていたが、それは小家が本家の手作（私手許農業）の手伝として召し仕えることと引き換えであった。この点については、別稿「近世・近代移行期の「切畑」分割と村落—阿波国那賀郡那賀川北股筋を中心に—」『鳴門史学』三三、二〇二〇年二月（刊行予定）で詳しく論じる予定である。
- (18) 各株の切畑は限られていた中、一八世紀後半に家数が増加していることから、焼畑耕作地の不足（飽和状況）という事態が進行していた可能性もある。

- (19) 前掲拙稿「近世・近代移行期の「切畑」分割と村落―阿波国那賀郡那賀川北股筋を中心に―」。
- (20) 仁宇谷産物趣法の成立過程と制度的特徴については、拙稿「仁宇谷産物趣法に関する基礎的考察」(『阿波学会紀要』六〇、二〇一五年三月)を参照されたい。
- (21) 天保十一年(一八四〇)一〇月「木頭組村々田畠并伐畑讓地五ヶ年切売地代米取調指出帳」[E一七六]。
- (22) 天保七年(一八三六)九月「仁宇谷筋村々産物大綱」[L二]。
- (23) 前掲天保七年九月「(仁宇谷筋村々産物大綱)」[L二]。また、(嘉永五年(一八五二)二月)「申上覚」[CB四九―三三]には、「諸方之者共入込往来筋二而、泊之者多、且ハ高瀬船乗・船頭等登り船着泊り荷物積入、又ハ海部郡木頭上下山諸産物小寄人へ持付置場筏乗り下々、両村之内へ乗り付、下川乗り手之者え相渡、泊等繁々敷村柄」との記載が見られる。
- (24) 拙稿「近世後期徳島藩における御林の分布と構造」『鳴門教育大学研究紀要』三〇、二〇一五年三月。
- (25) 拙稿「近世後期における徳島藩の御林と請負―那賀川中流域を事例に―」『鳴門史学』二六、二〇一三年二月。
- (26) 前掲拙稿「近世後期における徳島藩の御林と請負―那賀川中流域を事例に―」。
- (27) 文政十三年(一八三〇)八月「奉願上覚」[CB一六一―二二]。
- (28) (文政十三年)九月二日「仕上済口書之覚」[CB一六一―五]。
- (29) また豊蔵は、仁宇谷産物趣法のもとで産物の集荷統制を行う、小寄人五六名のうちの一人でもあった(前掲拙稿「仁宇谷産物趣法に関する基礎的考察」表1参照)。
- (30) 天保九年(一八三八)九月四日「御札ニ付申上覚」[C一二五―一二]、同年九月「御札ニ付申上覚」[C一二五―一九]、同年九月「申上覚」[C四七]、同年九月「添書ヲ以申上覚」[I四九]。
- (31) 西九月「御扱ニ付申上覚」[F一五一―四五]。
- (32) もちろんiの場合でも焼畑耕作終了後の休閑期利用を含む場合も存在し、iiの場合でも焼畑がなされた可能性はある。
- (33) 前掲有木純善『林業地帯の形成過程―木頭林業の展開過程―』。
- (34) 有木氏が主要な研究対象とした木頭上下山地域においては、一八世紀の段階から既存の「切畑」の周辺を御林が取り囲むというあり方が典型的であっ

たという(前掲有木純善『林業地帯の形成過程―木頭林業の展開過程―』第三章)。本稿が対象とした那賀川北股筋とは大きく異なる実態であった。したがって、当然ながら林業地帯の形成過程もまた異なる道程を経たのではなからうか。

Slash-and-Burn Tenant Farming and Village Society in Late Early Modern Japan: A Case Study Focusing on the Upper Watershed of Awa Province's Naka River

MACHIDA Tetsu

This article reexamines the empirical history of early modern slash-and-burn tenant farming, which, in the field of economic forestry history, has long been viewed as one of the conditions that supported the rise of commercial forestry. In the Naka River's Upper Watershed, the main houses of local families owned fields known as *kirihata* used for slash-and-burn agriculture. Customarily, branch houses engaged in slash-and-burn farming under the direction of main houses. In addition, local archival records enable us to confirm the existence of slash-and-burn tenant farming during the mid-eighteenth century. In the case of slash-and-burn tenant farming, the owner and tenant, who was another villager outside the owner's kinship network, would enter a contract, which stipulated the lease period and rental rate. Once the lease period had ended, the tenant would return the property to the owner. For the tenant, slash-and-burn tenant farming represented a chance to farm fields other than those controlled by their clan's main house. The emergence of slash-and-burn tenant farming transformed intra-village social relations, which previously centered around kinship networks. Furthermore, because land rents had to be paid in cash, slash-and-burn tenant farming thrust the region into a new economic era in which villagers had to obtain cash by engaging in commercial agriculture.